

## Ⅱ 調査結果の概要

### 1 設置する訓練コース

調査票の回収状況は前述のとおりであるが、職業訓練の種類(訓練コース)ごとに該当数をみると、第1表のとおりである。

第1表 該当訓練コース数

訓練課程及び職業訓練の種類	訓練コース	該当数
普通課程の 普通職業訓練	① 中学卒業者対象コース	93
	② 高校卒業者対象コース	190
	③ 障害者対象コース	17
短期課程の 普通職業訓練	④ 一般対象コース	231
	⑤ 中学卒業者対象コース	109
	⑥ 障害者対象コース	20
専門課程の 高度職業訓練	⑦ 高校卒業者対象コース	26
専門短期課程 の高度職業訓練	⑧ 一般対象コース	3

- ① 普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースには、都道府県立校の88コースと能開センターの5コースがこれに該当した。
- ② 普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースには、都道府県立校の187コースと能開センターの3コースがこれに該当した。
- ③ 普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースには、国立の障害者校の13コースと都道府県立の障害者校の4コースがこれに該当した。
- ④ 短期課程の普通職業訓練の一般対象コースには、都道府県立校の173コースと能開センターの58コースがこれに該当した。
- ⑤ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース(専修訓練課程)には、都道府県立校の109コースがこれに該当した。
- ⑥ 短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースには、国立の障害者校の11コースと都道府県立の障害者校の4コース及び都道府県立校の5コースがこれに該当した。
- ⑦ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースには、事業団立の能開短大

の25コースと都道府県立の能開短大の1コースがこれに該当した。

- ⑧ 専門短期課程の高度職業訓練の一般対象コースには、事業団立の能開短大の3コースがこれに該当した。

## 2 入校選考に関する基本的事項の定め方

### (1) 都道府県立校

イ 入校選考に関して基本的な事項をどのように決めているかについて、都道府県立校238校の回答をみると、都道府県からの通達によるとしたところが113校(有効回答数の47.5%)と最も多く、次いで、都道府県の条例によるとしたところが82校(同34.5%)となっている(第2表)。

都道府県は職業能力開発施設を作った場合、施設の設置や運営について条例で基本的な事項を定めているが、訓練生の入校選考の方法等については条例の施行規則で「入校選考要領」を定める場合が多い。

都道府県が入校選考要領を定めた場合、職業能力開発施設にとっては都道府県からの通達ということになる。

国からの通達は昭和46年の「公共職業訓練施設の訓練生選考基準について」をさしているものと考えられる。都道府県で詳しく指示していない場合もあるため、国の通達で基本的事項が定まっていると解釈したのであろう。

第2表 入校選考に関する基本的事項の定め方

回 答 枝		都道府県立校	能開センター	障害者校	能開短大
実 数	都道府県の条例	82	0	2	1
	都道府県からの通達	113	0	2	0
	国からの通達	31	3	6	1
	事業団からの通達	0	28	0	22
	校独自で定めている	49	25	8	2
	有効回答数	238	55	18	26
構 成 比	都道府県の条例	34.5 %	0.0 %	11.1 %	3.8 %
	都道府県からの通達	47.5	0.0	11.1	0.0
	国からの通達	13.0	5.5	33.3	3.8
	事業団からの通達	0.0	50.9	0.0	84.6
	校独自で定めている	20.6	45.5	44.4	7.7
	有効回答数	100.0	100.0	100.0	100.0

- ロ 入校選考に関して細かい点(細則)をどのような単位で定めているかについては、訓練課程ごととする(普通課程、短期課程に分けて細則を定める)とこ

ろが122校(有効回答数の51.9%)であった(第3表)。

次いで、訓練コースごととしているところが56校(同23.8%)であった。

第3表 入校選考に関する細則の定め方

回 答 枝		都道府県立校	能開センター	障害者校	能開短大
実 数	訓練課程ごと	122	20	8	17
	系又は訓練科ごと	39	21	4	9
	訓練コースごと	56	9	0	0
	その他	23	4	6	0
	有効回答数	235	54	18	26
構 成 比	訓練課程ごと	51.9 %	37.0 %	44.4 %	65.4 %
	系又は訓練科ごと	16.6	38.9	22.2	34.6
	訓練コースごと	23.8	16.7	0.0	0.0
	その他	9.8	7.4	33.3	0.0
	有効回答数	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) 能開センター

イ 能開センターは入校選考についての定めは事業団からの通達としているところが28校で50.9%を占める。これと校独自で定めているとした25校(同45.5%)がほぼ拮抗している。

ロ 入校選考の細則については、訓練課程ごとに定めるとしているのが20校(同37.0%)、系又は訓練科ごとに定めるとしているのが21校(同38.9%)となっている。

## (3) 障害者校

イ 入校選考に関する基本的事項は8校(同44.4%)が校独自で定めているとしている。次いで、6校(同33.3%)が国からの通達としている。

ロ また、その細則は訓練課程ごとに定めるとしているのが8校(同44.4%)、系又は訓練科ごとに定めるとしているのは4校(同22.2%)となっている。

## (4) 能開短大

イ 入校選考に関する基本的事項は、事業団からの通達とするものが22校で84.6%を占める。

ロ また、その細則は訓練課程ごとに定めるとしているのが17校(同65.4%)となっている。

### 3 応募者の提出書類

イ 応募者の提出書類については、第4表に示すように、当然のことながら入校願書を必ず提出する必要がある。ただ、④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースで入校願書の提出率が97.0%にとどまっているが、一般対象コースの場合、公共職業安定所の入校指示で基本的に入校が決まるという実態があり、入校願書に代わって受講申込書、入校申込書、申込書などを提出すればよいとするところが若干あるためである。

第4表 応募者の提出書類

(M・A)

訓練コース	入校願書	履歴書	卒業見込証明書	健康診断書	調査書	推薦書	その他	有効回答数
①	100.0	9.7	2.2	29.0	62.4	3.2	32.3	100.0
②	100.0	15.3	13.7	37.9	80.0	8.9	11.6	100.0
③	100.0	41.2	23.5	94.1	52.9	0.0	47.1	100.0
④	97.0	24.3	0.4	65.2	7.0	0.4	10.0	100.0
⑤	100.0	8.3	3.7	32.4	63.9	2.8	24.1	100.0
⑥	100.0	20.0	5.0	80.0	55.0	0.0	55.0	100.0
⑦	100.0	3.8	15.4	96.2	96.2	0.0	0.0	100.0
⑧	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。

ロ 訓練コース別には、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、調査書の提出率が62.4%、健康診断書の提出率が29.0%となっている。

なお、その他の書類としては、職業相談票(乙票)の提出が最も多く、卒業証明書、成績証明書、住民票、統一応募書類などを提出させる例もある。

ハ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースでは、調査書の提出率が80.0%、健康診断書の提出率が37.9%となっており、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースより提出率が高くなっている。

なお、その他の書類としては、過年度卒業生に卒業証明書、成績証明書、身体検査書、適性検査証明書などを提出させる。また、志願者調査書(志願者の家庭状況、職歴等についての調査書)、公共職業安定所の入校協議書、志願理由書、身上調書、職業相談票、統一応募書類などを提出させる例がある。

ニ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、健康診断書の提出率が94.1%ときわめて高い。これは障害者対象コースの場合、障害の種類、程度、

訓練に耐えられるかなどを判断するために健康診断書の提出が欠かせないためである。次いで、調査書、履歴書も40～50%とかなり提出率が高くなっている。

なお、その他の提出書類としては、障害者求職登録票(公共職業安定所)、障害者指導台帳(地域障害者職業センター)、障害の状況調書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、個人医療調査票(医療機関にかかっている者のみ)、職業相談票などとなっている。

ホ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、公共職業安定所で受講指示を受けた者が入校するケースが多いので、提出書類は健康診断書、履歴書などで一般に提出書類は少ない。

なお、その他の提出書類も比較的少なく、写真、公共職業安定所の入校協議書、受講指示書、受講あっせん書、受講推薦書、身上調書、卒業証明書、記入書(学歴、職歴、住居、交通機関、応募経路等)などである。

ヘ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースと同じように、提出書類は調査書が63.9%、健康診断書が32.4%となっている。

なお、その他の提出書類としては、職業相談票(乙票)が最も多く、身上調書、統一応募書類、調査書(全国高校統一用紙)などとなっている。

ト ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、提出書類は③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースと同じような傾向を示しているが、履歴書、卒業見込証明書の提出率は若干低くなっている。

なお、その他の提出書類としては、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、職業相談票、個人医療調査票(医療機関にかかっている者のみ)、障害の状況調書、職業適性検査書(MN検査)、受講指示書、写真などとなっている。

チ ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業生対象コースでは、健康診断書と調査書を提出させているのが96.2%に達している。卒業見込証明書の提出は15.4%である。

リ ⑧専門課程の高度職業訓練の一般対象コースでは、この調査で対象となる訓練期間6ヶ月以上の訓練を実施する例が少なく、入校選考といえる実態もないので、提出書類としては、受講申込書の提出が3件あったのみである。

#### 4 訓練生の選考方法

イ 訓練生の選考方法は、学力試験及び面接試験の実施が一般的である(第5表)。

しかし、④短期課程の普通職業訓練の一般対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、学力試験の実施率が低く、学力試験を実施しないところもかなりある。

第5表 入校選考の方法

(M・A)

訓練コース	学力試験	試験面接	心理学的検査	身体検査	実技検査	その他	有効回答数
①	97.8	100.0	14.0	14.0	1.1	10.8	100.0
②	94.7	99.5	22.6	14.7	3.7	17.9	100.0
③	82.4	100.0	29.4	41.2	29.4	52.9	100.0
④	31.9	91.6	32.3	15.0	0.9	21.7	100.0
⑤	87.2	99.1	29.4	11.9	0.9	17.4	100.0
⑥	55.0	100.0	25.0	45.0	15.0	50.0	100.0
⑦	100.0	3.8	0.0	7.7	26.9	3.8	100.0

(注) 有効回答数を100とした構成比(%)である。

ロ 訓練コース別にみると、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、学力試験、面接試験の他に心理学的検査、身体検査を実施しているのが14.0%ある。

その他としては、適性検査の実施、要素作業試験(ハサミによる厚紙の切断、ボルト・ナットの締め付け、簡単な組立作業等)、調査書の書類審査、観察(態度、服装、髪、手や爪などを観察する)などである。

ハ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースでは、①普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースと同様である。

その他としては、職業適性検査、調査書の書類審査、色覚検査、内申書の審査、運動能力テスト、GATB、作文などとなっている。

ニ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、身体検査が41.2%、実技検査が29.4%となっている。

その他としては、職業適性検査、適性検査(コンピュータ)、器具検査(めくる、書く、引く、抑える、物をつかむ、回す、ずらす、持つなどの動作について独自の器具を使い測定する)、作文等である。

ホ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、学力試験の実施割合が低い  
が、心理学的検査の実施が31.9%と比較的高い。

その他としては、職業適性検査の実施、作文、面接試験の受験前の調査表(自己申告)、公共職業安定所の入校指示、能適講習(3日間)により入校意志を確認、公共職業安定所の受講指示、GATB、入所願書による書類選考、入所協議書、受講歴調査等である。

ヘ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、傾向としては①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コース及び②普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースに酷似している。

その他としては、職業適性検査の実施(ペーパー、器具)、面接試験の受験前の調査表(自己申告)、内申書の評価(欠席日数、病歴等)、色盲検査、書類審査、握力テスト、GATB、日常生活能力検査などである。

ト ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、学力試験の実施割合は比較的  
低い、身体検査の実施割合は45.0%と比較的高い。

その他としては、障害者手帳の確認、日常生活能力検査、職業適性検査、宿泊生活評価、公共職業安定所の所見及び地域障害者職業センターの職業評価結果等を基に予備評価によって選考、出張検査等の実施などである。

チ ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業生対象コースでは、学力試験の他に実技検査を実施するところが、26.9%あった。

なお、推薦入校制度の場合は面接試験があるが、一般入試では面接試験は3.8%のみの実施になっている。

## 5 学力試験

### (1) 学力試験の内容

イ 学力試験の内容は、いずれのコースにおいても国語(読み書き程度を含む)、  
数学(簡単な計算を含む)を課すのがほとんどである(第6表)。

ロ 訓練コース別にみると、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コース  
及び②普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースでは、国語(読み書き  
程度を含む)及び数学(簡単な計算を含む)を実施している。

その他としては、作文(入校の動機、私の将来等課題を設定)、社会、理科

などとなっている。

第6表 学力試験の科目

(M・A)

訓練コース	国語	読み書き程度	数学	簡単な計算	英語	一般常識	小論文	その他	有効回答数
①	70.3	28.6	68.1	31.9	0.0	1.0	2.2	8.8	100.0
②	79.4	16.7	81.7	17.2	9.4	3.3	6.1	7.8	100.0
③	57.1	35.7	57.1	35.7	28.6	7.1	7.1	14.3	100.0
④	33.3	47.2	29.2	47.2	2.8	9.7	4.2	16.7	100.0
⑤	62.1	35.8	61.1	36.8	0.0	2.1	3.2	6.3	100.0
⑥	27.3	72.7	36.4	63.6	0.0	0.0	9.1	9.1	100.0
⑦	3.8	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	3.8	7.7	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。

ハ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、読み書き程度及び簡単な計算の割合が35.7%に増加する。

その他としては、作文、適性検査などとなっている。

ニ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、読み書き程度及び簡単な計算の割合が47.2%と高くなり、一般常識が10%程度になっている。

その他としては、作文(課題を与える)、社会、理科、適性検査、能力再開発適応講習の実施、適性検査(注意力、集中力)などとなっている。

ホ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースに酷似している。

その他としては、作文、高校統一学力検査などとなっている。

ヘ ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、読み書き程度及び簡単な計算がさらに増えて、60~70%になっている。

その他としては、在校生とともに一泊寮生活をさせる、行動面・情調の安定度を検査する、団体生活への適応度等を含めて総合評価する例がある。

ト ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、数学と国語で学力試験を実施するのが一般的であるが、国語及び小論文を実施しているのがそれぞれ1校あった。

その他としては、産業デザイン科の一般入学試験において、実技試験(鉛筆デッサン)を課している例がある。



(2) 学力試験の所要時間

イ 学力試験の所要時間は、ほとんどのコースが2時間未満となっている(第7表)。①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース及び②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、2時間以上～3時間未満が1割以上ある。⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースは、2時間以上～3時間未満が主となっている。

第7表 学力試験の所要時間

訓練コース	1時間未満	1時間以上 ～1時間 30分未満	1時間30分 以上～ 2時間未満	2時間以上 ～3時間未満	3時間以上	有効回答数
①	12.1	30.8	46.1	11.0	0.0	100.0
②	19.0	27.4	37.4	14.0	2.2	100.0
③	46.1	23.1	30.8	0.0	0.0	100.0
④	47.8	37.7	14.5	0.0	0.0	100.0
⑤	22.6	20.4	46.2	9.7	1.1	100.0
⑥	54.5	27.3	18.2	0.0	0.0	100.0
⑦	0.0	0.0	15.4	69.2	15.4	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。

- ロ ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間未満が12.1%、1時間以上～1時間30分未満が30.8%、1時間30分以上～2時間未満が46.1%、2時間以上～3時間未満が11.0%である。
- ハ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間未満が19.0%、1時間以上～1時間30分未満が27.4%、1時間30分以上～2時間未満が37.4%、2時間以上～3時間未満が14.0%、3時間以上が2.2%である。
- ニ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間未満が46.1%、1時間以上～1時間30分未満が23.1%、1時間30分以上～2時間未満が30.8%である。
- ホ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間未満が47.8%、1時間以上～1時間30分未満が37.7%、1時間30分以上～2時間未満が14.5%である。
- ヘ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間未満が22.6%、1時間以上～1時間30分未満が20.4%、1時間30分以上

～2時間未満が46.2%、2時間以上～3時間未満が9.7%、3時間以上が1.1%である。

ト ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間未満が54.5%、1時間以上～1時間30分未満が27.3%、1時間30分以上～2時間未満が18.2%である。

チ ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、学力試験の所要時間は1時間30分以上～2時間未満が15.4%、2時間以上～3時間未満が69.2%、3時間以上が15.4%である。

## 6 面接試験

### (1) 面接の実施目的

イ 面接試験については、入校選考の方法の一つとして定着している。面接試験を実施しないのは、入校選考を専ら学力試験で行う⑦専門過程の高度職業訓練の高校卒業者対象コース及び入校選考を全て公共職業安定所の受講指示に依存している④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースぐらいのものである(第5表)。

ロ 面接試験の実施目的については、「学習意欲」「態度」などを判断する、また、「就職意欲」「訓練必要性」を判断するなど各回答肢とも多くの支持を得ている(第8表)。

訓練コース別にみると、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース及び⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースが同じような傾向となっている。また、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースも似かよっている。

しかし、④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースは、「就職意欲」や「訓練必要性」をより重視するなどの特徴がみられる。

ハ その他を選んだ例としては、「訓練の継続可能性」「判断力」「言葉づかい」「出欠状況」「資格の有無」「在校中の経済的裏付け」「家庭の協力が得られるか」「障害の程度と訓練科目への適応」などを挙げている。

第8表 面接試験の実施目的

(M・A)

訓練コース	回 答 肢						有効回答数
	1	2	3	4	5	6	
①	98.9	72.0	49.5	75.3	79.6	5.4	100.0
②	98.4	73.5	51.9	84.1	81.5	5.8	100.0
③	100.0	88.2	76.5	100.0	100.0	23.5	100.0
④	79.2	78.7	37.7	92.8	66.2	4.3	100.0
⑤	98.1	72.2	53.7	79.6	73.1	8.3	100.0
⑥	95.0	90.0	75.0	95.0	70.0	15.0	100.0

(注) 1 有効回答数を100とする構成比(%)である。

2 回答肢

1 「学習意欲」「態度」などを判断する。

2 「健康状況」を判断する。

3 「入寮希望の有無」「自宅からの通所経路」「所要時間」などを判断する。

4 「就職意欲」「訓練必要性」を判断する。

5 「訓練科選定の理由」「第二志望の有無」などを判断する。

6 その他

## (2) 面接の回数

イ 面接の回数については、一回の面接で判断するのが原則であるが、二回になる場合もあり、第二志望者には二回の面接が必要になる場合が多い。また、科によって回数が異なる場合があるというところもあった。

ロ 訓練コース別にみると、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースで面接回数が二回になることが比較的多い。

第9表 面接回数

訓練コース	1 回	2 回	3 回	有効回答数
①	98.9	1.1	0.0	100.0
②	99.5	0.5	0.0	100.0
③	76.5	23.5	0.0	100.0
④	99.5	0.5	0.0	100.0
⑤	100.0	0.0	0.0	100.0
⑥	88.9	11.1	0.0	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。

### (3) 面接の実施方法

イ 面接の実施方法については、複数の試験官が志願者1人に面接するのが圧倒的に多い。次いで、1人の試験官が志願者1人に面接するのが散見される。

ロ 訓練コース別にみると、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、複数の試験官が複数の志願者に集団面接する方式が、10.8%と比較的多い。また、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、1人の試験官が志願者1人に面接する方式が比較的多くなっている。

ハ その他を選んだ例としては、「保護者同席で面接する」、「科によって面接方法が異なる場合がある」としている。

第10表 面接の実施方法

(M・A)

訓練コース	回 答 肢					有効回答数
	1	2	3	4	5	
①	77.4	11.8	10.8	0.0	0.0	100.0
②	90.5	8.5	3.7	0.0	1.1	100.0
③	88.2	17.6	0.0	0.0	0.0	100.0
④	72.2	26.3	1.4	1.0	2.4	100.0
⑤	92.6	4.6	2.8	0.0	0.9	100.0
⑥	94.7	5.3	0.0	0.0	5.3	100.0

(注) 1 有効回答数を100とする構成比(%)である。

2 回答肢

- 1 複数の試験官が志願者1人に面接する。
- 2 1人の試験官が志願者1人に面接する。
- 3 複数の試験官が複数の志願者に集団面接する。
- 4 1人の試験官が複数の志願者に集団面接する。
- 5 その他

### (4) 面接の所要時間

イ 面接の所要時間は、10分未満とするところが多いが、訓練コース別にみると、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでかなり長いものもみられる。

ロ ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コース及び⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、約3分の2が10分未満であり、約3分の1は10分以上～20分未満である。

これに対して、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、約2分の1が20分以上の面接時間となっている。

第11表 面接の所要時間

訓練コース	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上	有効回答数
①	68.8	30.1	1.1	0.0	100.0
②	65.6	32.8	1.6	0.0	100.0
③	5.9	41.2	29.4	23.5	100.0
④	67.9	31.1	0.5	0.5	100.0
⑤	67.6	31.5	0.9	0.0	100.0
⑥	21.1	31.6	31.6	15.8	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。

## 7 心理学的検査

イ 入校選考のために心理学的検査を実施するところは比較的少ないが、訓練コース別にみると、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースで14.0% ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースで22.6% ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースで29.4% ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースで32.3% ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースで29.4% ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースで25.0%が実施している(第5表)。

ロ 実施する検査としては、職業適性検査がほとんどであり、機能検査や興味検査を実施するところは少ない(第12表)。

しかし、訓練コース別にみると、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースで比較的機能検査が実施されている。

ハ 実施する適性検査の具体的名称については、①労働省編一般職業適性検査が圧倒的に多いが、②労働省編進路指導用職業適性検査 ③労働省編中高年齢者用職業適性検査 ④職業レデネス・テスト ⑤プログラマー適性検査を使っている例もあった。

また、機能検査については、①内田式クレペリン検査 ②校独自に開発したものの ③OT検査 ④運動能力検査 ⑤性格検査などを使用している。

第12表 実施する心理学的検査

(M・A)

訓練コース	適性検査	興味検査	機能検査	その他	有効回答数
①	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
②	97.7	0.0	4.7	2.3	100.0
③	60.0	0.0	40.0	40.0	100.0
④	97.3	0.0	1.4	2.7	100.0
⑤	93.8	0.0	6.3	0.0	100.0
⑥	80.0	20.0	40.0	60.0	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。

## 8 身体検査

### (1) 身体検査の実施率

入校選考のため身体検査を実施しているのは比較的少ない。応募書類に健康診断書があり、また、調査書の中に健康状態について記述があるので、選考時に身体検査を実施する必要性はそれほどないためである。

訓練コースごとに身体検査の実施率をみると、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースと⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースで、41.2%、45.0%と実施率が高く、他は14~15%程度である。また、⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは身体検査をほとんど実施していない。

第13表 訓練コースごとの身体検査実施率

訓練コース	実施コース	実施率
① 普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース	13	14.0%
② 普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース	28	14.7
③ 普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース	7	41.2
④ 短期課程の普通職業訓練の一般対象コース	34	14.7
⑤ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業対象者コース	13	11.9
⑥ 短期課程の普通職業訓練の障害者対象コース	9	45.0
⑦ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コース	2	7.7
⑧ 専門短期課程の高度職業訓練の一般対象コース	0	0.0
合計	106	15.4

(注) 実施率は、第1表の訓練コース数に対して身体検査を実施しているコースの割合である。

### (2) 検査内容

イ ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、医師による診断を

実施しているのが4校、心身機能の測定が2校、質問紙による健康診断が1校である(第14表)。

第14表 身体検査の検査内容(訓練コース別)

(M・A)

訓練コース	医師による診断	質問紙による健康診断	体力測定	心身機能の測定	その他	有効回答数
①	4(30.8)	1(7.7)	0(0.0)	2(15.4)	6(46.2)	13(100.0)
②	11(39.3)	4(14.3)	1(3.6)	3(10.7)	13(46.4)	28(100.0)
③	5(71.4)	2(28.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	7(100.0)
④	19(55.9)	7(20.6)	2(5.9)	2(5.9)	7(20.6)	34(100.0)
⑤	6(46.2)	1(7.7)	1(7.7)	0(0.0)	6(46.2)	13(100.0)
⑥	6(66.7)	2(22.2)	2(22.2)	1(11.1)	0(0.0)	9(100.0)
⑦	2(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	2(100.0)

(注) ( )内は、有効回答数を100とした構成比(%)である。

その他としては、①過年度卒のみ医師による診断書を提出させる ②新規中卒者は職業相談票乙票に中学校より記載がしてある ③建築塗装科のみ色神検査を実施している ④口頭質問による ⑤色神、手足の機能、その他若干の身体機能検査を実施している ⑥中学の調査書の内容で判断するとしている。

ロ ②普通過程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、医師による診断を実施しているのが11校、質問紙による健康診断を実施しているのが4校、心身機能の測定が3校、体力測定が1校である。

その他としては、①入校願書の裏面にある健康診断書(保健所で診断)で判断する ②高校の調査書の内容で判断する ③45歳以上の者は医師による診断書を提出させる ④新規高卒者は調査書に高校より記載がしてある ⑤建築設計、建設施工管理、インテリアサービス、塗装科については色神検査を実施する ⑥学校で実施した身体検査票を願書と一緒に提出させる ⑦自動車整備科のみ色覚検査を実施する ⑧色神検査を実施する ⑨色神、四肢機能検査を実施する ⑩高校の調査書による身体検査書で判する ⑪色神、手足の機能、その他若干の身体機能検査を実施する ⑫調査書をもとに障害の有無、聴力、視力、色彩識別等について聞き取りを行う ⑬高年齢者の場合成人病について医師による診断書を提出させるとしている。

ハ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、医師による診断を実施しているのが5校、質問紙による健康診断を実施しているのが2校であった。

ニ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、医師による診断を実施しているのが19校、質問紙による健康診断を実施しているのが7校、体力測定の実施が2校、心身機能の測定が2校である。

その他としては、①入校願書の裏面にある健康診断書(保健所で診断)で判断する ②建築設計、建設施工管理、インテリアサービス、塗装科については色神検査を実施する ③塗装科のみ色盲検査を実施する ④応募時に身体検査書を提出させる ⑤色神検査を実施する ⑥ラジオ体操を実施する ⑦色神、手足の機能、その他若干の身体機能検査を実施するとしている。

ホ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、医師による診断を実施しているのが6校、質問紙による健康診断を実施しているのが1枚、体力測定の実施が1校である。

その他としては、①入校願書の裏面にある健康診断書(保健所で診断)により判断する ②新規中卒者は職業相談乙票に中学校より記載がしてある ③塗装科のみ色盲検査を実施する ④学校で実施した身体検査票を願書と一緒に提出させる ⑤色神、四肢機能検査を実施する ⑥色神、手足の機能、その他若干の身体機能検査を実施するとしている。

ヘ ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、医師による診断を実施しているのが6校、質問紙による健康診断を実施しているのが2校、体力測定の実施が2校、心身機能の測定が1校であった。

ト ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業生対象コースでは、医師による診断を実施しているのが2校であった。

## 9 視覚障害者の選考

視覚障害者から入校希望があった場合、どの程度であれば受け入れるかについては、都道府県立校で107校、能開センターで23校、障害者校で11校、能開短大で13校から回答があった。



(1) 都道府県立校

イ 都道府県立校では、回答した107校のうち16校が昭和46年の選考基準通達どおり、両眼の視力の和がおおむね0.4以上(ただし、一眼が見えない者については他方の視力がおおむね0.4以上)の者であることとしている。

ロ しかし、視覚に障害があっても、一般生活に差し支えなく、黒板の文字が読めれば訓練にも支障がないので、入校できるところが54校あった。

一眼の視力が矯正で0.1程度でよい、矯正して0.1以下でも黒板の文字が解読できればよいなど明確な基準があるわけではないが、昭和46年の選考基準通達より条件が緩和されていると思われる。

ハ 一方、矯正視力で0.6以上を要求する例もみられ、自動車の運転免許に対応できることを全訓練コースに要求する例もあり、公共能力開発施設として視力の要求が強すぎると思われるのが17校あった。

ニ 訓練科によって入校基準を決めている例としては、次のとおりである。

① A校は、眼鏡使用で0.7以上の視力が必要であるとしているが、印刷科、溶接科については1.0以上としている。

② B校は、機械加工科、コンピュータ科については受け入れるのは難しいとしている。

③ C校は、コンピュータ制御科、自動車整備科については矯正視力0.7以上を身体検査で再度確認するとしている。

④ D校は、建築設計科は1/100の平面図の読み書きが出来ること、自動車整備科は自動車運転免許が取得できることが必要としている。

⑤ E校は、工業系(電気技術、機械、溶接・板金)は危険度が高いため困難であるとしている。

⑥ F校は、自動車整備科について自動車運転免許取得可能であることとしている。

⑦ G校は、色神検査で特に悪い場合は塗装科には入校させないとしている。

⑧ H校は、電子制御システム科、左官科、電気科、設備工事科は受け入れできないとしている。また、自動車整備科、インテリア・サービス科、建築製図科は運転免許が取得出来ることとしている。

- ⑨ I校は、木工科、木工工芸科、NC機械科は50cm先がはっきり見えることとしている。
- ⑩ J校は、機械加工科、溶接科、電気機器科、服飾科、塗装科については、矯正で両眼0.4以上、自動車整備科については矯正で両眼0.7以上としている。
- ⑪ K校は、金属加工科、介護サービス科、自動車整備科については受け入れない。機械金属科は測定器の目盛りが読めれば受け入れる。建築設備科は図面が読めればよい。電気設備科は工事に支障がない程度ならよい。情報システム科は受け入れるとしている。
- ⑫ L校は、日常生活に支障がなければ受け入れる。ただし、介護福祉科については介護福祉士としての業務に支障がないことを基準とするとしている。

## (2) 能開センター

イ 能開センターでは、昭和46年の訓練生選考基準によるとしたのも1校あったが、その基準よりも条件が緩やかなところが多い。

ロ 具体的には次のとおりである。

- ① A校は、訓練受講に支障がなければ受け入れるとしている。
- ② B校は、日常生活に支障のない程度であれば受け入れるとしている。
- ③ C校は、特に条件はつけていないとしている。
- ④ D校は、測定具(マイクロメータ)が読めることとしている。

ハ 一方、条件の厳しいところもある。

- ① E校は、全盲、視野狭さく等はほとんど受け入れないとしている。
- ② F校は、室内工芸科については視力0.6以上としている。

## (3) 障害者校

イ 国立校では8校の回答であったが、視覚障害者は眼鏡等の使用によって通常の訓練に支障がなければ受け入れるとするところが多い。

- ① A校は、ディスプレイの普通の文字が判読できる程度としている。
- ② B校は、弱視の者及び肢体不自由等で視力障害を併せ持つ者は受け入

れている。

③ C校は、全盲は受け入れないが、パソコンの画面上の文字が読める程度を目安として原則的に受け入れている。

④ D校は、補助具を使用しないで作業が可能な者(ただし、補助具を使用しても作業に支障がない者)としている。

ロ 都道府県立校では3校の回答であったが、次のように回答している。

① E校は、弱視程度は入校可能としている。

② F校は、受け入れていないとしている。

③ G校は、当面は受け入れることは困難としている。

ハ 訓練科ごとにみると、次のとおりである。

① H校は、OAシステム科、電話交換科については能力があれば全盲者でも受け入れている。事務系各科では現在までのところ弱視者が入っている状況である。

② I校は、貴金属工芸科は矯正0.5以上、被服縫製科は矯正0.6以上、その他の訓練科は矯正0.7以上を要求している。

③ J校は、電話オペレータコースは全盲でもよいとしている。その他のコースは弱視のみ相談により受け入れるとしている。

#### (4) 能開短大

イ 能開短大では13校が回答したが、視覚障害者の受け入れについては原則的に受け入れるのが普通である。

ロ 具体的には次のとおりである。

① A校は、具体的には自動車運転免許取得可能であればよいとしている。入学してから運転実習もあり、企業に就職しようとした場合不利になることがあるので本人とあくまで相談するとしている。

② B校は、就職の際不利になる場合があることを承知の上で受験してもらうとしている。

③ C校は、高校生活が送れていればよいとしている。

④ D校は、視力・色覚ともに日常生活に支障がなければ受験可能であるとしている。

- ⑤ E校は、実習などに自力で対応できる者であれば受け入れるとしている。
- ⑥ F校は、授業に支障がない程度であれば受け入れるとしている。
- ⑦ G校は、障害での受け入れ拒否は行っていないとしている。
- ⑧ H校は、色弱で運転免許が取得できる程度であれば入校できるとしている。
- ⑨ I校は、選考時に特に制約していないとしている。
- ⑩ J校は、電子技術科の場合カラーコードの読み取りに支障がない程度であるなら受け入れているとしている。

## 10 聴覚障害者の選考

聴覚障害者から入校希望があった場合、どの程度であれば受け入れるかについては、都道府県立校で154校、能開センターで31校、障害者校で16校、能開短大で13校から回答があった。

### (1) 都道府県立校

- イ 聴覚障害者については、補聴器を使用して会話が出来ればよいとするところが多い。授業を通常の状態を受講できればよいのである。普通の人話す言葉を口の動きで理解できるようなら、特に差し支えないとするところもある。
- ロ 資格取得上聴覚が問題になることは少ないが、自動車技術系ではエンジン音が聞き分けできるか否が重要であり、補聴器使用で自動車運転免許取得可能なこと、また、溶接科についても油圧シャー等使用時に互いに声で合図する必要があるため、ある程度聞き取りが出来る必要がある。
- ハ 特に具体的に規定がないところが多いが、条件が厳しい例としては、次のとおりである。
  - ① A校は、5mの範囲で普通会話が出来ることとしている。
  - ② B校は、原則として受け入れていないとしている。
  - ③ C校は、受け入れたことがないとしている。
  - ④ D校は、機械系等機械を使って訓練する職種は訓練が困難であり、O A

経理科などでも就職時に不利になるので、全面的に受け入れていないとしている。

- ⑤ E校は、自動車整備科は身体障害者12級以下程度まで、溶接科は身体障害者6級以下程度までとしている。

ニ 訓練科によって入校基準を決めている例としては、次のとおりである。

- ① F校は、自動車整備科についてはエンジン音が聞き分けできるか否かで判断する。電気技術科については作業者間の合図が聞こえるか否かで判断する。空調システム科については作業者間の合図が聞こえるか否かで判断する。建築設計工学科については現場作業場等に見回りに行ったりした場合危険予知が出来るか否かで判断する。インテリア・サービス科については複数での作業が可能かどうかで判断するとしている。
- ② G校は、自動車整備科について身体障害者12級以下程度まで、溶接科については身体障害者6級以下程度までとしている。
- ③ H校は、医師の診断により聴力レベル85dB(デシベル)としている。
- ④ I校は、自動車整備科について自動車運転免許の受験資格程度としている。
- ⑤ J校は、左官科、電気科、洋裁科について受け入れ不可としている。自動車整備科、インテリア・サービス科、塗装科、広告美術科については日常会話が出来れば受け入れる。NC機械科、電子制御システム科、設備工事科、建築製図科は日常会話で補聴器使用で可能なら受け入れるとしている。
- ⑥ K校は、聴覚障害4級程度まで入校許可としている。
- ⑦ L校は、自動車技術系については受け入れ不可としている。しかし、自動車技術系を除いたコースにおいては、補聴器を使用すれば可能としている。
- ⑧ M校は、自動車整備科について受け入れ不可としている。OA事務科は授業に支障がなければよいとしている。
- ⑨ N校は、情報技術科について聴覚障害3級でも訓練に支障がないとしている。
- ⑩ O校は、建築設備科、金属加工科、自動車整備科は受け入れない。機械

金属科、介護サービス科は難聴程度なら受け入れる。電気設備科は工事に支障がない程度なら受け入れる。情報システム科は受け入れるとしている。

- ⑪ P校は、日常生活に支障がなければ受け入れる。ただし、介護福祉科については、介護福祉士としての業務に支障がないことを基準としている。

## (2) 能開センター

イ 能開センターでは31校が回答したが、補聴器使用で日常生活に支障がなければ受け入れるとするのが代表的取扱いである。

ロ その他の取扱いは次のとおりである。

- ① A校は、受講中先生の声が聞き取れ、訓練に支障がなければよいとしている。
- ② B校は、手話が必要な方は無理としている。
- ③ C校は、障害者職業センターのカウンセラーによる適性検査等を実施し受け入れたことがあるが、完全失聴者は委託訓練としている。
- ④ D校は、重度の聴覚障害がある場合には受け入れられないことがあるとしている。
- ⑤ E校は、室内工芸科について大きめの声で聞き取れる程度までとしている。
- ⑥ F校は、70dB(デシベル)以下であれば入校できるとしている。
- ⑦ G校は、軽度の聴覚障害の場合はOA科で受け入れ可能としている。
- ⑧ H校は、特に条件はつけていないとしている。

## (3) 障害者校

イ 障害者校では国立校11校と都道府県立校5校が回答したが、聴覚障害は全く制限がないとするのが代表的取扱いである。

ロ 国立校の具体的取扱いは次のとおりである。

- ① A校は、補聴器を使って会話ができればよいとしている。
- ② B校は、入校選考の面接で訓練に支障の有無を判定して受け入れている。今後重度の者も可能な限り受け入れるため、職員の手話研修を実施し

ている。

- ③ C校は、板書を多くし、ゆっくり説明するようにして、これに対応できる者は受け入れている。
- ④ D校は、85dB(デシベル)以下であれば可能としている。
- ⑤ E校は、補聴器を使って日常会話ができる者としている。
- ⑥ F校は、特に限定していないとしている。
- ⑦ G校は、聴覚障害は全く制限していないとしている。
- ⑧ H校は、科目に適性があると判断した場合は受け入れている。
- ⑨ I校は、障害の程度を問わず受け入れているが、精神薄弱者は通常の会話が可能であることとしている。
- ⑩ J校は、製版・印刷科は難聴程度であれば受け入れる。経理事務科は難聴程度であれば受け入れる。情報ビジネス科は補聴器の使用により会話が可能であれば受け入れる。洋裁科は聴覚言語障害者であっても受け入れが可能である(ただし、口話による理解ができる者)。園芸科は難聴程度であれば受け入れる。義肢装具科は難聴程度であれば受け入れるとしている。

ハ 都道府県立校の取扱いは次のとおりである。

- ① K校は、日常生活に支障がない程度の難聴は受け入れている。
- ② L校は、口話により意志の疎通ができれば入校可能としている。
- ③ M校は、すべて受け入れるが、事務科のみ補聴器で聞き取り可能な者を対象としている。
- ④ N校は、聴覚障害の等級は問わないとしている。
- ⑤ O校は、電話オペレータコース以外特に制限無しとしている。

#### (4) 能開短大

イ 能開短大では13校が回答したが、聴覚障害者の受け入れについては日常生活に支障がなければ受け入れるとするのが代表的な取扱いである。

ロ 具体的な取扱いは次のとおりである。

- ① A校は、具体的には自動車運転免許取得可能であればよい。この理由で拒否することはないが、入学してから運転実習等もあり企業に就職しよう

とした場合不利になることがあるとしている。

- ② B校は、科により異なるので個別に判定しているとしている。
- ③ C校は、該当する訓練科と協議して訓練可能な程度であれば受け入れるとしている。
- ④ D校は、高校生活が送れていればよいとしている。
- ⑤ E校は、聴覚障害者の受験実績がないため、特に基準を設けていないとしている。
- ⑥ F校は、日常生活に問題がなければ受験可能としている。
- ⑦ G校は、授業に支障のない程度としている。
- ⑧ H校は、補聴器の使用で支障がないとしている。
- ⑨ I校は、選考時に特に制約していないとしている。
- ⑩ J校は、障害での受け入れ拒否は行っていないとしている。
- ⑪ K校は、情報処理科、ビジネスマネジメント科については手話や介護などの特別な配慮を必要としなければ受け入れるとしている。
- ⑫ L校は、就職の際不利になる場合があることを承知の上で受験してもらうとしている。

## 11 色彩識別能力に異常のある者の選考

色彩識別能力に異常のある者から入校希望があった場合、どの程度であれば受け入れるかについては、都道府県立校で176校、能開センターで31校、障害者校で16校、能開短大で14校から回答があった。

### (1) 都道府県立校

- イ 都道府県立校では色弱程度なら受け入れる。赤緑の判断ができれば受け入れる。日常生活に支障がなければ受け入れるとするところが多い。
- ロ 特に制限なく色盲でも受け入れるとするところが20校、一部の訓練科を除いて全盲でも受け入れるところが6校あった。
- ハ 一方、自動車運転免許の色彩識別能力に合格する程度とするところもある。これを全ての訓練科について色弱者の判定として適用するところが9校あった。これは最も条件の厳しいところであると思われる。



なお、色彩識別能力に異常のある者を全面的に受け入れないとするところが5校あった。

ニ 訓練科ごとにみると、次のとおりである。

- ① A校は、デザイン科については受け入れられない。アパレル技術については縫う作業は行えるが、就職した際に色のコーディネート等が出来ないので仕事の出来る幅が限られる。また、情報処理科とオフィスシステム科については濃淡が識別できるようであれば受け入れるとしている。
- ② B校は、情報通信技術科について色弱まで受け入れるとしている。
- ③ C校は、自動車整備科について電気系統の配線数が最近が増えてきているので難しい。電気技術科は色弱でもよいが、就職先により可能かどうか判断する。空調システム科は色弱でもよいが、配線等の識別が出来なければ無理である。建築設計工学科は色弱でもよいが、建設図面のみの作業なら可能である。インテリア・サービス科はデザイン等の配色関係が重要ポイントであるため不可としている。
- ④ D校は、印刷科、自動車整備科については色盲でないこととしている。
- ⑤ E校は、電気工事科、自動車整備科について色弱者の入校は難しいとしている。しかし、OA事務科、情報システム科、機械加工科については色弱でも入校できるとしている。
- ⑥ F校は、板金科、洋裁科については色弱の受け入れは難しいとしている。機械加工科は異常に関係なく受け入れられるとしている。
- ⑦ G校は、塗装科は不可としている。また、建築設計科、建築施工管理科、インテリアサービス科については赤緑色弱程度であることとしている。その他の科では異常があっても受け入れるとしている。
- ⑧ H校は、塗装科については色弱不適、電気科については色盲不適、色弱程度なら入校できるとしている。金属加工科、OA経理科は通常業務に差し支えがない程度は入校可としている。
- ⑨ I校は、機械金属科、情報システム科は受け入れるが、金属加工科、電気設備科は受け入れない。建築設備科、介護サービス科、自動車整備科は運転免許が取ればよいとしている。

- ⑩ J校は、応募の事前に申し出させ、自動車整備科、電気システム科については就職時に希望通りゆかないことがあることを十分説明し、それを承知であれば応募可能と話すことにしている。
- ⑪ K校は、事務系については受け入れている。アパレル系、デザイン系については受け入れていないとしている。
- ⑫ L校は、NC機械科、電子制御システム科、自動車整備科、左官科、設備工事科、インテリアサービス科、建築製図科、広告美術科について、交通信号判断が出来る色弱程度なら受け入れるとしている。しかし、電気科、塗装科については受け入れ不可としている。洋裁科は受け入れ可としている。
- ⑬ M校は、印刷製本系製版科、流通ビジネス系ショップマネジメント科については受け入れ不可としている。オフィスビジネス系OA事務科、トレース・デザイン科については色弱程度なら可としている。
- ⑭ N校は、インテリアサービス科、商業デザイン科、金属塗装科、塗装科については色彩識別が必要になるとしている。
- ⑮ O校は、自動車科について運転免許証が取得できることとしている。また、理容科、美容科について全色盲は不可としている。
- ⑯ P校は、自動車塗装科について色彩識別能力が正常であることとしている。また、自動車整備技術科は赤緑色弱程度は可としている。その他の科は特に検査していない。
- ⑰ Q校は、溶接科、自動車整備科、ビル管理科は特に問題なしとしている。建築科は運転免許取得が可能な程度としている。また、情報ビジネス科については色弱なら可としている。
- ⑱ R校は、フィニッシュアート科については正常であることとしている。
- ⑲ S校は、自動車整備技術科について赤緑色弱程度であれば支障ないとしている。
- ⑳ T校は、建築設計科、建築製図科、タイル施工科、ビル管理科については青緑色弱程度であれば可としている。しかし、広告美術科については正常であることを要するとしている。

(2) 能開センター

イ 能開センターでは31校が回答したが、色彩識別能力に異常のある者の受け入れについては日常生活に支障がなければ受け入れるとするところが多い。

ロ 具体的には次のとおりである。

- ① A校は、交通信号の識別能力があればよいとしている。
- ② B校は、面接時に就職等に不利となる場合もある旨説明することとしている。
- ③ C校は、具体的事例がでた段階で教育訓練実施上、技能及び知識の習得に支障の有無、さらに就職関係を総合的に判断するとしている。
- ④ D校は、科により訓練上の問題点を説明し同意を得ている。
- ⑤ E校は、異常の有無は特に問わないとしている。
- ⑥ F校は、全科とも色彩識別能力に異常のある者は受け入れる方向で取り組んでいるとしている。
- ⑦ G校は、特に規定はないとしている。
- ⑧ H校は、本人の申し出により該当科と検討する。色弱までは各科とも受け入れるとしている。

ハ 訓練科ごとにみると、次のとおりである。

- ① A校は、デザイン技術科については原則として受け入れないとしている。
- ② B校は、自動システム科では配線の色の識別が可能であることとしている。
- ③ C校は、溶接コースは健常者に限るとしている。
- ④ D校は、電子制御科は色盲は不可としている。
- ⑤ E校は、グラフィック科は不可としている。
- ⑥ F校は、室内工芸科は色弱程度までとしている。
- ⑦ G校は、建築美装科、電気設備科については交通信号が判別できる程度としている。
- ⑧ H校は、電気設備科の場合色弱は就職の際に不利な面もあることを本人了解の上で受け入れたことがあるとしている。
- ⑨ I校は、軽度の場合は住宅サービス科で受け入れ可能としている。

- ⑩ J校は、識別を要する科以外は赤緑色盲及び色弱でも入校できるとしている。
- ⑪ K校は、広告デザイン科について一部色覚が不全な部分色盲程度なら受け入れるが、色覚を欠く(全色盲)者は受け入れられないとしている。
- ⑫ L校は、電気工事コースの場合だけ色弱は他の科に勧める。他の科を希望しないときは入所不許可としている。

### (3) 障害者校

イ 障害者校では、国立校で10校、都道府県立校で6校が回答したが、就業に支障のない者は受け入れるとすることが多い。

ロ 具体的には次のとおりである。

- ① A校は、特に問題としていないとしている。
- ② B校は、就業に支障のない者は原則として受け入れるとしている。
- ③ C校は、全科目受け入れるとしている。
- ④ D校は、すべて受け入れるとしている。
- ⑤ E校は、色弱程度は入校可能としている。
- ⑥ F校は、具体的な基準は定めていないとしている。
- ⑦ G校は、各科とも個人の個性、能力、修了後の進路などによりケース・バイ・ケースで対応しているとしている。

ハ 訓練科ごとにみると、次のとおりである。

- ① A校は、受け入れる訓練系(インテリア科、塗装科、電子機器科)によって限定している。
- ② B校は、プリントメディア科、建築設計科、皮革工芸科は不可としている。情報ビジネス科、プログラム設計科、家具工芸科、被服縫製科については受け入れるとしている。
- ③ C校は、印刷製本系製版科(製版アート)、デザイン系広告美術科(彫型システム)、アパレル系洋裁科(アパレル)では受け入れは困難としている。
- ④ D校は、メカトロニクス科は電気部品のカラーコード識別能力が必要なので原則として受け入れない。また、製版印刷科はカラー製版の訓練は不

可能で文字製版に限られ、就職先も狭くなることを本人に説明して了解の上で受け入れている。その他の科については受け入れるとしている。

- ⑤ E校は、フィニッシュアート科、ポップレタリング科、貴金属工芸科は色弱は入校させない。その他の科については色彩識別能力は問わないとしている。
- ⑥ F校は、電子技術系、印刷工芸系以外は特に制限なしとしている。
- ⑦ G校は、陶磁器科以外は受け入れるとしている。
- ⑧ H校は、製版印刷科は色盲はカラーの識別や画像の処理ができないので受け入れられないが、色弱は軽度であれば受け入れるとしている。また、電子機器科は色盲は電線の識別、抵抗のカラーコード等の見分けができないので受け入れられないが、色弱は軽度であれば受け入れるとしている。園芸科は色盲は植物の状態がわからないので受け入れられないが、色弱は軽度であれば受け入れる。義肢装具科は色盲は樹脂配合色がわからないので受け入れられないが、色弱は軽度であれば受け入れるとしている。

#### (4) 能開短大

イ 能開短大では14校が回答したが、色彩識別能力に異常のある者の受け入れについては日常生活に支障がなければ受け入れるとすることが多い。

ロ 具体的には次のとおりである。

- ① A校は、具体的には自動車運転免許取得可能であればよい。この理由で拒否することはないが、入学してから運転実習もあり、企業に就職しようとした場合不利になることもあることをよく説明している。
- ② B校は、該当科と協議して訓練可能な程度であれば受け入れている。
- ③ C校は、原則的には受け入れている。
- ④ D校は、障害の程度は不問としている。
- ⑤ E校は、特に問題はなしとしている。
- ⑥ F校は、障害での受け入れ拒否は行っていないとしている。
- ⑦ G校は、選考時に特に制約していないとしている。
- ⑧ H校は、日常生活に問題がなければ受験可能であるとしている。
- ⑨ I校は、安全面での識別が可能であれば相談の上で受け入れるとしている。

る。

ハ 訓練科ごとにみると、次のとおりである。

- ① A校は、機械・インテリア科では信号識別能力は必要であるとしている。
- ② B校は、産業デザイン科については重度の色盲は受け入れ難いとしている。
- ③ C校は、産業デザイン科について将来デザイン職として不利であるとしている。
- ④ D校は、就職の際不利になる場合があることを承知の上で受験してもらうとしている。
- ⑤ E校は、最終的には受験者の意志により決定するが、訓練内容及び機器を見せて訓練上及び就職時の問題点を説明している。

## 12 実技試験

イ 入校選考のために実技試験を実施するところはきわめて少ない。訓練コースごとにみると、次のとおりである。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース | 1校 |
| ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース | 7校 |
| ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース   | 5校 |
| ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コース    | 2校 |
| ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース | 1校 |
| ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コース   | 3校 |
| ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コース | 7校 |

ロ ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
A校	簡易ワークサンプル	30分	全科

ハ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
--	---------	------	-------

A校	簡易ワークサンプル	30分	全 科
B校	簡単な物を編む	30分	竹工芸科
C校	デ ッ サ ン	15分	広告美術科
D校	デ ッ サ ン	60分	陶磁器製造科
E校	デ ッ サ ン	90分	造形デザイン科
F校	デ ッ サ ン	20分	陶磁器科
G校	デ ッ サ ン、色彩	80分	商業デザイン科

ホ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
A校	簡易ワークサンプル	30分	全 科
H校	キーボード操作	10分以内	全 科
I校	機器の操作	60分	機械科、コンピュータ科
J校	運動能力測定		全 科
K校	デ ッ サ ン		商業デザイン科

なお、障害者校の場合、障害の程度、運動能力、機器の操作ができるかといったことを実技試験で調べる。

ヘ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
F校	デ ッ サ ン	20分	陶磁器科
L校	製 図	30分	離職者全員

なお、L校が離職者全員に実技試験を実施しているのは、応募者の年齢が幅広く、その中には、目の衰え、手の震えなどで物を持ち上げるなど基本的なことが出来ない人が多くみられるので、簡単な物を定規を使って書いてみる程度の実技試験を行っている。

ト ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
A校	作業検査	60分	全 科

チ ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
A校	作業検査	60分	全科
I校	ワークサンプルによる実技	120分	生産実務科
J校	運動能力測定		生産実務科

リ ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでの実施内容は、次のとおりである。

	実技試験の内容	所要時間	対象訓練科
M校	鉛筆デッサン	150分	産業デザイン科
N校	鉛筆デッサン	180分	産業デザイン科
O校	デッサン	120分	産業デザイン科
P校	デッサン	120分	産業デザイン科
Q校	デッサン	120分	産業デザイン科
R校	デッサン	120分	産業デザイン科
S校	鉛筆デッサン	130分	産業デザイン科

### 13 第二志望の取扱い

イ 第二志望の取扱いは、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース  
②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース ④短期課程の普通職業訓

第15表 第二志望の取扱い

(M・A)

訓練コース	第一志望と同等に扱う	欠員があれば受け入れる	認めていない	その他	有効回答数
①	13.9	70.9	5.1	10.1	100.0
②	13.5	72.5	8.8	6.4	100.0
③	58.8	29.4	0.0	11.8	100.0
④	11.2	75.1	9.5	5.3	100.0
⑤	14.6	71.9	7.3	8.3	100.0
⑥	41.2	23.5	23.5	11.8	100.0
⑦	57.7	38.5	3.8	0.0	100.0

(注) 有効回答数を100とする構成比(%)である。



練の一般対象コース及び⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、第二志望の科に欠員があれば受け入れるとするとところが7割を越えている。

これに対して、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業生対象コースでは、第二志望も第一志望と同等に取り扱うとするとところが多い。

ロ その他については、各訓練コースとも次のようなことがらを挙げている。

- ① 1科だけなので転科の取扱いは不可能である。
- ② 入校させても長続きせず退校する者が多いので歓迎しない。
- ③ 他の専門校で同職種の欠員がある場合はその専門校に受け入れてもらう。
- ④ 当校では第一志望と同等に取り扱うが、他の専門校を第二志望とした場合は他の専門校で欠員があるとき受け入れる。
- ⑤ 第二志望であっても能力的に優れていれば受け入れる。
- ⑥ 当校受付の場合は第二志望でも欠員があれば受け入れているが、公共職業安定所で受講指示をした者については受け入れることを認めていない。
- ⑦ 全員が第一志望だけの応募者である。

## 14 推薦入校制度

職業能力開発校が訓練生を募集する場合、選考の一方法として推薦入校制度がある。

そこで、推薦入校制度の実施状況、採用の理由、採用時期、選考方法等について調査した。

### (1) 推薦入校制度の実施状況

推薦入校制度について、①現在実施している ②過去に実施したが現在は実施していない ③実施したことがないの三種類の回答肢から選んでもらった。

その結果、現在推薦入校制度を実施しているのは、都道府県立校で45校(実施率18.9%)、能開センターで1校(同1.7%)、障害者校で1校(同5.6%)、能開短大で26校(同100.0%)、合計73校(同21.3%)であった(第16表)。

第16表 推薦入校制度の実施状況

	現在実施中	過去に実施	計
都道府県立校	45 (18.9)	22 (9.2)	67 (28.2)
能開センター	1 (1.7)	1 (1.7)	2 (3.3)
障害者校	1 (5.6)	0 (0.0)	1 (5.6)
能開短大	26 (100.0)	0 (0.0)	26 (100.0)
合計	73 (21.3)	23 (6.7)	96 (28.1)

(注) ( ) 内は実施率 (%) であり、回収校数を分母として算出した。

また、過去に実施したが現在は実施していないのは、都道府県立校で22校(同9.2%)、能開センターで1校(同1.7%)、合計23校(同6.7%)であった。

なお、職業能力開発校の訓練コースごとに推薦入校制度の実施状況をみると、次のとおりである。

	現在実施中	過去に実施
① 普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース	6	11
② 普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース	36	8
③ 普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース	1	0
④ 短期課程の普通職業訓練の一般対象コース	3	1
⑤ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース	12	9
⑥ 短期課程の普通職業訓練の障害者対象コース	0	1
⑦ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コース	26	0
⑧ 専門短期課程の高度職業訓練の一般対象コース	0	0
合計	84	30

(2) 推薦入校制度を採用した理由

イ 推薦入校制度は前述のように、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース ⑦専門課程の高度職業訓練の高校

第17表 推薦入校制度を採用した理由

(M・A)

訓練コース	回 答 肢					有効回答数
	1	2	3	4	5	
①	4 (23.5)	11 (64.7)	7 (41.2)	4 (23.5)	0 (0.0)	17 (100.0)
②	9 (20.5)	20 (45.5)	30 (68.2)	22 (50.0)	2 (4.5)	44 (100.0)
⑤	2 (9.5)	12 (57.1)	9 (42.9)	8 (38.1)	2 (9.5)	21 (100.0)
⑦	14 (53.8)	8 (69.2)	12 (46.2)	15 (57.7)	1 (3.8)	26 (100.0)

(注) 1 推薦入校制度を現在又は過去に経験した職業能力開発校が対象である。

2 ( ) 内は有効回答数に対する比率 (%) である。

3 回答肢

- 1 学力試験のみで選考したのでは必ずしも訓練適応者が入校してくることが十分期待できないため
- 2 実施する職業訓練に適する人材を確保するため
- 3 入校予定者を早期に確保するため
- 4 有能な人材(高度な技能・技術が習得可能な者)を確保するため
- 5 その他

卒業生対象コースにおいて、比較的多く実施されている。

そこで、推薦入校制度の実施(過去に実施したところを含む。)が比較的多い上記4訓練コースについて、推薦入校制度を採用した理由をみると、第17表のようになっている。

ロ 普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、実施する職業訓練に適する人材を確保するためが11校(選択率64.7%)と最も多く、次いで、入校予定者を早期に確保するためが7校(同41.2%)となっている。また、学力試験のみで選考したのでは必ずしも訓練適応者が入校してくることが十分期待できないため及び有能な人材(高度な技能・技術を習得可能な者)を確保するため、それぞれ4校(同23.5%)となっている。

ハ 普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースでは、入校予定者を早期に確保するためが30校(同68.2%)と最も多く、次いで、有能な人材を確保するためが22校(同50.0%)となっている。また、実施する職業訓練に適する人材を確保するためが20校(同45.5%)、学力試験のみで選考したのでは必ずしも訓練適応者が入校してくることが十分期待できないためが9校(同20.5%)となっている。その他としては、①より広い見地からの人材を確保したいため ②若年者を優先する科目であり、一定の枠内で入校予定者を早期に確保

するためとしている。

ニ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、実施する職業訓練に適する人材を確保するためが12校(同57.1%)と最も多く、次いで、入校予定者を早期に確保するためが9校(同42.9%)、有能な人材を確保するためが8校(同38.1%)などとなっている。その他としては、①高卒予定者の入校決定を早期(10月末)に行うため ②若年者を優先するため、一定の枠内で入校予定者を早期に確保するためとしている。

ホ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、実施する職業訓練に適する人材を確保するためが18校(同69.2%)と最も多く、次いで、有能な人材を確保するためが15校(同57.7%)となっている。また、学力試験のみで選考したのでは必ずしも訓練適応者が入校してくることが十分期待できないためが14校(同53.8%)、入校予定者を早期に確保するためが12校(同46.2%)となっている。

### (3) 推薦入校制度を開始した時期

イ 推薦入校制度を開始した時期を訓練コースごとにみると、普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、昭和54年～58年が4校(構成比28.6%)で最も多く、次いで、昭和48年以前及び平成1年～5年がそれぞれ3校(同21.4%)となっている。また、昭和49年～53年及び昭和59年～63年がそれぞれ2校(同14.3%)となっている。

第18表 推薦入校制度を開始した時期

訓練コース	昭和48年以前	昭和49年～53年	昭和54年～58年	昭和59年～63年	平成1年～5年	有効回答数
①	3 (21.4)	2 (14.3)	4 (28.6)	2 (14.3)	3 (21.4)	14 (100.0)
②	2 (4.8)	4 (9.5)	4 (9.5)	10 (23.8)	22 (52.4)	42 (100.0)
⑤	5 (25.0)	5 (25.0)	8 (40.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	20 (100.0)
⑦	0 (0.0)	1 (3.8)	6 (23.1)	4 (15.4)	15 (57.7)	26 (100.0)

(注) 1 推薦入校制度を現在又は過去に経験した職業能力開発校が対象である。  
2 ( )内は有効回答数に対する比率(%)である。

ロ 普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、平成1年～5年が

22校(同52.4%)で最も多く、次いで、昭和59年～63年が10校(同23.8%)となっている。また、昭和49年～53年及び昭和59年～63年がそれぞれ4校(同9.5%)、昭和48年以前が2校(同4.8%)となっている。

ハ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、昭和54年～58年が8校(同40.0%)で最も多く、次いで、昭和48年以前及び昭和49年～53年がそれぞれ5校(同25.0%)となっている。また、昭和59年～63年及び平成1年～5年がそれぞれ1校(同5.0%)となっている。

ニ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業生対象コースでは、平成1年～5年が15校(同57.7%)で最も多く、次いで、昭和54年～58年が6校(同23.1%)となっている。また、昭和59年～63年が4校(同15.4%)、昭和49年～53年が1校(同3.8%)となっている。

#### (4) 推薦入校者の割合

イ 推薦入校制度の下で推薦入校者の割合を訓練コースごとにみると、普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、推薦入校は50%未満が2校(構成比50.0%)と最も多く、次いで、推薦入校は30%未満及び原則として推薦によるがそれぞれ1校(同25.0%)となっている。

ロ 普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースでは、推薦入校は50%未満が24校(同70.6%)で最も多く、次いで、30%未満が6校(同17.6%)となっている。また、原則として推薦によるが3校(同8.8%)となっている。

ハ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、原則として推薦に

第19表 推薦入校者の割合

訓練コース	推薦入校は 10%未満	推薦入校は 30%未満	推薦入校は 50%未満	原則として 推薦による	有効回答数
①	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	4 (100.0)
②	1 (2.9)	6 (17.6)	24 (70.6)	3 (8.8)	34 (100.0)
⑤	0 (0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	3 (50.0)	6 (100.0)
⑦	0 (0.0)	3 (11.5)	23 (88.5)	0 (0.0)	26 (100.0)

(注) 1 推薦入校制度を現在実施中の職業能力開発校が対象である。

2 ( )内は有効回答数に対する比率(%)である。

よるが3校(同50.0%)で最も多く、次いで、推薦入校は30%未満が2校(同33.3%)、推薦入校は50%未満が1校(同16.7%)となっている。

ニ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、推薦入校は50%未満が23校(同88.5%)で最も多く、推薦入校は30%未満が3校(同11.5%)となっている。

(5) 推薦入校制度の下での選考方法

イ 普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、書類選考と面接試験を実施するが2校となっている。その他としては、①学力試験及び面接試験を実施が1校 ②簡単な国語、数学、製図(線引き)を実施が1校 ③書類選考、面接試験及び簡単な筆記試験を実施が1校 ④書類選考、面接試験及び職業適性検査を実施が1校となっている(第20表)。

ロ 普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、書類選考と面接試験を実施するが9校と最も多く、次いで、書類選考と面接試験及び小論文を実施するが7校、面接試験と小論文を実施及び面接試験と実技試験を実施がそれぞれ1校となっている。

その他としては、①書類選考、面接試験及び適性検査を実施が8校 ②学力試験(国語、数学)及び面接試験を実施が3校 ③適性検査及び面接試験を実施が3校 ④適性検査を実施が2校 ⑤書類選考、面接試験及び学力試験を実施が2校 ⑥書類選面接試験及び小試験(国、数、英)を実施が1校 ⑦学力試験(国語、数学)を実施が1校となっている。

ハ 短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、書類選考と面接試験を実施するが2校となっている。その他としては、①簡単な筆記試験、書類選考及び面接試験を実施が2校 ②学力試験、面接試験及び書類選考を実施が2校 ③学科試験及び面接試験を実施が1校 ④面接試験及び適性検査を実施が2校 ⑤書類選考、面接試験及び適性検査を実施が1校となっている。

ニ 専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、書類選考と面接試験及び小論文を実施するが4校(同15.4%)、書類選考と面接試験を実施及び面接試験と小論文を実施するがそれぞれ2校(同7.7%)となっている。その

他としては、①面接試験と数学Ⅰを実施が3校 ②書類選考、面接試験及び数学の小試験を実施が6校 ③書類選考、学力試験(又は実技試験)及び面接試験を実施が3校 ④数学の小試験を実施が1校 ⑤面接試験及び小テスト(又は小論文)を実施が3校 ⑥面接試験、小テスト及び小論文を実施が1校 ⑦面接試験及び小テスト(数Ⅰ)を実施が1校 ⑧学力試験(又は実技試験)及び面接試験を実施が2校 ⑨学力試験、面接試験及び実技試験(又は小論文)を実施が1校 ⑩産業デザイン科はデザイン感覚テスト及び自分が製作した作品で実施が1校となっている。

第20表 推薦入校制度の下での選考方法

(M・A)

訓練コース	回 答 肢						有効回答数
	1	2	3	4	5	6	
①	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	5 (100.0)
②	0 (0.0)	9 (25.7)	1 (2.9)	1 (2.9)	7 (20.0)	20 (57.1)	35 (100.0)
⑤	0 (0.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (87.5)	8 (100.0)
⑦	0 (0.0)	2 (7.7)	2 (7.7)	0 (0.0)	4 (15.4)	22 (84.6)	26 (100.0)

(注) 1 推薦入校制度を現在実施中の職業能力開発校が対象である。

2 ( )内は有効回答数に対する比率(%)である。

3 回答肢

- 1 書類選考のみ
- 2 書類選考と面接試験を実施
- 3 面接試験と小論文を実施
- 4 面接試験と実技試験を実施
- 5 書類選考と面接試験及び小論文を実施
- 6 その他

#### (6) 推薦入校制度を中止した理由

推薦入校制度を中止した理由については、都道府県立校で17校から回答があった。具体的には次のとおりである。

- ① A校は、低能力者の推薦が多かったためとしている。
- ② B校は、当初予定していたほど適する人材が得られなかったためとしている。
- ③ C校は、廃科したためとしている。
- ④ D校は、普通選考で入校した者より能力が劣る者が多かったためとしている。

る。

- ⑤ E校は、養成訓練から離転職者専門校に変更したためとしている。
- ⑥ F校は、学力が低い者の推薦が多く、結果的によくなかったためとしている。
- ⑦ G校は、応募者のほとんどに推薦書がつけられたためとしている。
- ⑧ H校は、高校進学率の上昇及び中卒就職者の減少により、本校単願者が減ったためとしている。
- ⑨ I校は、有能な人材が集まらなかったためとしている。
- ⑩ J校は、昭和61年度から新たに一般公募による新規高校卒業者のための入校選考を開始したためとしている。
- ⑪ K校は、これまで入校を希望すればほとんどの場合合格できるという認識であったため推薦するケースがほとんどないため、また、短期課程の場合中学校の成績が悪い生徒を推薦するケースが見受けられたためとしている。
- ⑫ L校は、応募者すべてに中学校から推薦書が添付されてくるため推薦の意味がないためとしている。
- ⑬ M校は、専修課程の廃止に伴い平成4年度から中止した。
- ⑭ N校は、入校希望者が多く、高校側の期待に応えられなくなったためとしている。
- ⑮ O校は、中卒者対象から一般対象コースへ切り替えたためとしている。
- ⑯ P校は、高校進学率の上昇とともに単願が減少したため、現在の一次、二次の選考入校制度とした。
- ⑰ Q校は、高校からの推薦の場合高校統一調査書(成績簿)の評点が3以上の者を推薦で入校させてきたところ、2級自動車整備士の国家試験の不合格者は特に農業系の高校より入校した者に多くでたため、平成3年度より中止し、優秀な能力のある者を入校させることとした。

## 15 応募者状況

イ 応募者状況については、応募者の多いところは選抜の必要性があるが、定員にみたないところは選抜と言うよりも、いかにして定員を充足させるかに関心があるとみられる。



第21表 応募者状況（平成4年度以降）

(M・A)

訓練コース	回 答 肢						有効回答数
	1	2	3	4	5	6	
①	33.7	13.0	16.3	10.9	23.9	18.5	100.0
②	18.4	26.5	17.8	10.8	29.7	12.4	100.0
③	0.0	12.5	6.3	31.3	6.3	50.0	100.0
④	14.1	20.2	5.6	7.5	56.3	7.0	100.0
⑤	18.1	20.0	13.3	17.1	25.7	17.1	100.0
⑥	22.2	5.6	11.1	11.1	27.8	27.8	100.0
⑦	72.0	20.0	0.0	0.0	0.0	8.0	100.0

(注) 回答肢

- 1 ほとんどの訓練科で応募者が定員の2倍以上あり、選択の必要性がある。
- 2 一定の不適合者を除けば選択の必要性がない訓練科もあるが、通常訓練科の数で8割程度は選択の必要性がある。
- 3 選択の必要性があるのは、訓練科の5割程度である。2次募集も実施している。
- 4 実質的に選択の必要があるのは訓練科の数で3割程度である。2次募集もするが、定員に満たない訓練科も多い。
- 5 訓練生の募集には公共職業安定所の協力を得て、定員を確保している。
- 6 その他

ロ ①普通過程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、「ほとんどの訓練科で応募者数が定員の2倍以上あり、選択の必要性がある」としたところが33.7%と最も多く、次いで、「訓練生の募集には公共職業安定所の協力を得て、定員を確保している」としたところが23.9%となっている。

その他としては、次のようなものがある。

- ① 公共職業安定所が定員以上入所の指示をしないので、当所で選択の余地がない。定員に満たない訓練科が5科中3科である。
- ② 定員の1.5倍～2倍であるが、選択の必要性がある。
- ③ 選択の必要性がない訓練科もあるが、通常訓練科の数で7割程度は選択の必要性がある。
- ④ 定員確保が難しい状況にあり、関係機関の協力を得て募集活動を展開している。適格者確保の意味で選択を実施している。
- ⑤ 応募者は定員を上回るが、高校との併願が多いため、2次募集を行っている。
- ⑥ 応募者は定員の4倍以上あるが、高校との併願が多く最終的には定員に満たない。
- ⑦ 定員にこだわらず適格者を選抜している。

⑧ 基礎学力の判定のため選抜を実施している。2次募集ではほぼ定員を充足している。

ハ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、「訓練生の募集には公共職業安定所の協力を得て、定員を確保している」としたところが29.7%で最も多く、次いで、「選抜の必要性がない訓練科もあるが、通常訓練科の8割程度は選抜の必要性がある」としたところが26.5%となっている。

その他としては、次のようなものがある。

- ① 定員の1.4倍程度の応募者があり、2次募集は行わない。
- ② 公共職業安定所の協力を得ても定員確保は困難である。
- ③ 不適格者を除くために選抜の必要性がある。2次募集も実施している。
- ④ 応募者が定員の1.5倍以上あり選抜の必要性がある。
- ⑤ 6割の訓練科で選抜の必要があるが、4割の訓練科では2次募集を行っている。
- ⑥ 訓練科によって定員を割る場合もあるが、選考を実施している。
- ⑦ 適格者確保の意味で選抜を実施している。
- ⑧ 定員確保がやっとの状況である。
- ⑨ 通常訓練科の数で8割程度は選抜の必要性がある。2次募集も実施している。
- ⑩ 定員を上回る訓練科は5割程度である。2次募集も実施している。定員に満たなくても選抜している。
- ⑪ 定員の2倍以上の科もあるが、定員と同じくらいの科もある。
- ⑫ 応募者が定員を上回るので選抜している。
- ⑬ 定員を下回った場合でも選考し不適格者は不合格にしている。
- ⑭ ほとんど定員未充足のため2次募集を実施している。

ニ ③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、「選抜の必要があるのは訓練科の数で3割程度である。2次募集もするが、定員に満たない訓練科も多い」としたところが、31.3%で最も多い。

その他としては、次のようなものがある。

- ① すべての訓練科において選抜を実施している。
- ② ほとんどの訓練科で定員を満たしていない。
- ③ 公共職業安定所の協力を得て定員確保に務めているが、近年3科とも定員に満たない状況にある。

④ 障害の重度化・多様化により訓練可能な生徒を確保するため、全科で選抜は行わざるを得ない。

⑤ 2次募集もするが、定員に満たない訓練科も多い。

⑥ 定員に満たない場合、2次、3次募集も実施している。

ホ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、「訓練生の募集には公共職業安定所の協力を得て定員を確保している」としたところが、56.3%で最も多い。次いで、「選抜の必要性がない訓練科もあるが、通常訓練科の8割程度は選抜の必要性がある」としたところが、20.2%となっている。

その他としては、次のようなものがある。

① 一般対象コースは、新規中学卒業者、新規高校卒業者も対象としている。

② 一般対象コースを中心に5割程度の応募がある。

③ 公共職業安定所が定員以上の指示をしないため、当所で選択の余地はない。

④ 公共職業安定所の協力を得ているが、定員確保が困難な状況である。

⑤ 応募者数は訓練科によってまちまちであり、2次募集を行う場合もある。

⑥ 公共職業安定所の協力を得て入校者を確保しているが、すべての科が定員を満たしているわけではない。

ヘ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、「訓練生の募集には公共職業安定所の協力を得て、定員を確保している」としたところが、25.7%で最も多いが、各回答肢に答が分散している。

その他としては、次のとおりである。

① 応募者は多いが高校との併願が多く、入校時に定員を割り込むことが多い。

② 公共職業安定所の協力を得ているが、定員確保に苦慮している。

③ 2次募集もするが、定員の2～3割の入校である。

④ 2次募集もするが、不適格者を除くため選抜の必要性がある。

⑤ 1校1科の訓練校であるが、中学卒業者は定員の6割程度である。

⑥ 定員を上回る科は5割程度である。定員に満たなくても選抜をしている。

⑦ 定員以上の応募者があるが、選考の結果2次募集も実施している。

⑧ 2次募集もするが、定員に満たない科もある。

⑨ 応募は定員より多いが、合格者の入校率は三分の一である。

⑩ 定員を下回った場合でも選考し、不適格者を不合格としている。

ト ⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、「訓練生の募集には公共職業安定所の協力を得て、定員を確保している」としたところが、27.8%で最も多い。次いで、「ほとんどの訓練科で応募者数が定員の2倍以上あり、選抜の必要性がある」としたところが、22.2%となっている。

その他としては、次のようなものがある。

- ① 1.2倍程度の応募状況である。定員に満たない訓練科もあるが、全寮制のため選考の必要がある。
- ② 2次募集もするが、定員に満たない訓練科も多い。
- ③ 年度により異なるが選抜の必要性があり、実施している。

チ ⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、「ほとんどの訓練科で応募者数が定員の2倍以上あり、選抜の必要性がある」としたところが、72.0%で最も多い。次いで、「選抜の必要性がない訓練科もあるが、通常訓練科の8割程度は選抜の必要性がある」としたところが、20.0%となっている。

その他としては、次のようなものがある。

- ① ほとんどの訓練科で応募者が定員の1.5倍以上あり、選抜の必要性がある。
- ② いずれの科も選抜の必要性がある。

## 16 合否の判定の仕方

### (1) 合否判定会議

イ 選考の結果は、合否判定会議にかけられるが、この合否判定会議の構成は内部の職員だけで構成する場合が多い。特に、⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースではすべて内部の職員で構成されている(第22表)。

ロ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、「校内部の職員の他に公共職業安定所の職員が加わる」としたところが、33.6%となっている。

ハ その他としては、次のようなものがある。

- ① 担当科の指導員が話し合って決める。
- ② 校内部の職員で構成する委員会で内定したものを公共職業安定所長と協議して決定する。
- ③ 校内部の職員、公共職業安定所の職員、医師、身体障害者更正相談所の職員で構成する。

- ④ 校内部の職員、公共職業安定所の職員、都道府県の職員、医師、障害者団体、雇用促進センター、障害者職業センターで構成する。
- ⑤ 校内部の職員、公共職業安定所の職員、都道府県の職員、校医、雇用促進センター、障害者職業センター、教育庁で構成する。
- ⑥ 公共職業安定所で選考する。

第22表 否定判定会議の構成

訓練コース	回 答 肢				有効回答数
	1	2	3	4	
①	89.2	7.5	2.2	1.1	100.0
②	87.8	11.1	0.5	0.5	100.0
③	70.6	17.6	0.0	11.8	100.0
④	61.7	33.6	2.3	2.3	100.0
⑤	81.9	14.3	1.0	2.9	100.0
⑥	73.7	15.8	0.0	10.5	100.0
⑦	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注) 1 有効回答数を100とする構成比(%)である。

2 回答肢

1 校長、担当課長、担当指導員等校内部の職員で構成

2 校内部の職員他に公共職業安定所の職員が加わる

3 校内部の職員他に公共職業安定所の職員、都道府県の職員等が加わる

4 その他

## (2) 合否の決定に重視されるもの

イ 入校選考に際して、合否の決定に最も重視されるものを調査したところ、第23表のようになった。

ロ ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コース及び⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースでは、面接試験での「学習意欲」、「態度」が最も重視されている。

また、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コース及び⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースでは、面接試験での「学習意欲」、「態度」が最も重視されるが、「就職意欲」、「訓練必要性」や学力試験の結果も重視されている。

なお、その他としては、精神薄弱者について情緒の安定度、安全性の確保、身体機能等の訓練可能性、基礎能力、学力と就職意欲などが挙げられている。

ハ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、面接試験での「就職意

第23表 合否の決定に最も重視されるもの

訓練コース	有効回答数	回 答 肢				
		1	2	3	4	5
①	100.0	38.0	57.6	3.3	0.0	1.1
②	100.0	49.7	34.2	15.0	0.0	1.1
③	100.0	18.8	37.5	25.0	0.0	18.8
④	100.0	7.4	27.9	51.5	7.8	5.4
⑤	100.0	32.7	58.4	5.9	1.0	2.0
⑥	100.0	16.7	27.8	27.8	1.1	16.7
⑦	100.0	92.0	8.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1 有効回答数を100とする構成比(%)である。

2 回答肢

- 1 学力試験の結果
- 2 面接試験での学習意欲、態度
- 3 面接試験での就職意欲、訓練必要性
- 4 公共職業安定所等行政からの要請
- 5 その他

欲」、「訓練必要性」が最も重視されている。

なお、その他としては、職業適性検査、科別適性検査、健康状態などが挙げられている。

ニ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、学力試験の結果が最も重視され、⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、圧倒的に学力試験の結果が重視されている。

ホ 合否決定の際に最も重視するものと二番目に重視するものを合計してみると、次のようになる(第24表)。

①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コース ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コース及び⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースは、面接試験での「学習意欲」、「態度」が最も重視されていること、次いで、学力試験の結果が重視されていることなど共通する面がある。

また、③普通課程の普通職業訓練の障害者対象コースと⑥短期課程の普通職業訓練の障害者対象コースは、面接試験での「就職意欲」、「訓練必要性」が最も重視されていること、次いで、面接試験での「学習意欲」、「態度」が重視されることなど共通する面が多い。

④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースは、面接試験での「就職意

欲」、「学習意欲」、「態度」などとともに公共職業安定所等からの要請が重視されている。

⑦専門課程の高度職業訓練の高校卒業者対象コースでは、学力試験の結果が最も重視されているが、面接試験での「学習意欲」、「態度」も重要である。

第24表 合否の決定に重視されるもの

訓練コース	有効回答数	回 答 肢				
		1	2	3	4	5
①	100.0	37.8	49.4	10.5	0.6	1.7
②	100.0	38.0	42.5	16.4	2.0	1.1
③	100.0	16.7	30.0	36.7	3.3	13.3
④	100.0	8.7	31.3	41.4	13.6	4.9
⑤	100.0	29.8	48.4	14.9	3.7	3.2
⑥	100.0	14.7	26.5	38.2	5.9	14.7
⑦	100.0	62.5	35.0	0.0	0.0	2.5

(注) 1 有効回答数を100とする構成比(%)である。

2 回答肢

- 1 学力試験の結果
- 2 面接試験での学習意欲、態度
- 3 面接試験での就職意欲、訓練必要性
- 4 公共職業安定所等行政からの要請
- 5 その他

### (3) 都道府県立校の入校選考

合否の判定の仕方については、どのような要素をどのようにして総合して判定するのかについて自由に記入してもらったものを基に、次の総合判定の分類規準に当てはめ、訓練コース別に集計した。

その結果 ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースなどでは未記入が多かったが、記入されているものを分類して集計すると、第25表のとおりである。

イ 各訓練コースとも、総合判定の方法は似かよっているが、④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは面接試験の結果を点数化し、学力試験の結果と総合化して合否を決定するような例は少ない。学力試験そのものが実施されない場合が多いからである。それは、④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースの有効回答数が85に過ぎないことによく表れている。

## 総合判定の方法の分類規準

- 1 面接試験、調査書等の結果を点数化し、学力試験の結果等と総合する。
  - 1-1 学力試験のウエイトが最も高い（学力重視）。
  - 1-2 面接試験のウエイトが最も高い（面接重視）。
  - 1-3 学力試験のウエイトと面接試験のウエイトが同じである。
  - 1-4 学力試験は実施せず、適性検査、面接試験、調査書等で総合する。
  - 1-5 その他
- 2 学力試験の結果を多段階評価し、面接試験等の多段階評価と一定のルールで総合する。
- 3 学力試験、面接試験、適性検査等についてそれぞれ判定基準を決めており、相対的に良好な者を選ぶ方法で入校者を選定する。
  - 3-1 学力試験の結果を重視する（学力重視）。
  - 3-2 面接試験の結果を重視する（面接重視）。
  - 3-3 学力試験と面接試験の両面から相対的に良好な者を選ぶ。
  - 3-4 学力試験は実施せず、適性検査、面接試験、調査書等で判定す。
  - 3-5 その他
- 4 不詳（未記入）

(注) 1-5には、学力試験と面接試験のどちらを重視しているかが判らないものなどが含まれる。  
3-5には、入校希望があればすべて認めている、国語と数学が0点でない限り合格させる、基礎学力と身体的条件で判定するなどが含まれる。

ロ ①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースでは、学力試験、面接試験、適性検査等についてそれぞれ判定基準を決めており、それに照らして相対的に良好な者を選ぶ方法で入校者を選定しているのが多い。面接試験、調査書等を点数化し、学力試験の結果と総合しているのは21.4%である。

なお、学力試験、面接試験等をそれぞれ多段階評価して、一定のルールで総合して判定するところが3件あった。

ハ ②普通課程の普通職業訓練の高校卒業者対象コースでは、①普通課程の普通職業訓練の中学卒業者対象コースと同様に相対的に良好な者を選定している。どちらかと言えば面接よりも学力重視である。

ニ ④短期課程の普通職業訓練の一般対象コースでは、学力試験と面接試験の両面から相対的に良好な者を選ぶのが42.2%、学力試験は実施せず、適性検査、面接試験、調査書等で判定するが35.3%と比較的多い。



ホ ⑤短期課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コースも①普通課程の普通職業訓練の中学卒業生対象コース及び②普通課程の普通職業訓練の高校卒業生対象コースと同様であるが、学力試験を実施しないところが若干多くなる。

第25表 都道府県立校の入校選考の方法

分 類	①	②	④	⑤
1-1	3 (3.6)	7 (4.1)	2 (2.4)	3 (3.2)
1-2	5 (6.0)	7 (4.1)	1 (1.2)	3 (3.2)
1-3	5 (6.0)	12 (7.1)	1 (1.2)	9 (9.5)
1-4	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (5.9)	0 (0.0)
1-5	5 (6.0)	10 (5.9)	2 (2.4)	6 (6.3)
小 計	18 (21.4)	36 (21.2)	11 (12.9)	21 (22.1)
2	3 (3.6)	1 (0.6)	0 (0.0)	1 (1.1)
3-1	12 (14.3)	23 (13.5)	2 (2.4)	8 (8.4)
3-2	4 (4.8)	8 (4.7)	3 (3.5)	3 (3.2)
3-3	43 (51.2)	87 (51.2)	35 (42.2)	46 (48.2)
3-4	2 (2.4)	10 (5.9)	30 (35.3)	12 (12.6)
3-5	2 (2.4)	5 (2.9)	4 (4.7)	4 (4.2)
小 計	63 (75.0)	133 (78.2)	74 (87.1)	73 (76.8)
有効回答数	84 (100.0)	170 (100.0)	85 (100.0)	95 (100.0)

(注) ( ) 内は構成比 (%) である。

#### (4) 能開センターの入校選考

イ アビリティコースでは選考という考え方に馴染まないため、希望者は原則として全員受け入れるのが普通である。

学力試験を実施しているのは、港湾労働分所の高校卒業生対象コースと応募者が多い一部の能開センターに過ぎない。

ロ 面接の結果で合否を判定しているのは、46校である。

また、公共職業安定所で実施された適性検査の結果を参考としているのは、17校である。

ハ 各能開センターの総合判定の仕方は、具体的には次のとおりである。

① A校は、面接試験、適性検査をみて選考委員会等で総合的に判断して判定する。

- ② B校は、面接試験及び適性検査の結果を参考に所長、課長、各科代表等で判定会議にかける原案を作成し、全職員による判定会議にて入所生を決定する。
- ③ C校は、公共職業安定所にて指示者を決定し、当センターで「入所説明会」を行っている。この説明会で訓練内容等を説明し、この時点で転科等の申し出があった場合には、その者の指示安定所に連絡調整して決定している。
- ④ D校は、基本的には入所希望者を全員受け入れる考えであるが、当地域は比較的当センターを希望する人が多く、面接だけで判定するのが困難なために適性検査の結果も参考にさせていただき判定している。
- ⑤ E校は、公共職業安定所からの推薦(訓練受講指示の前段階)、能力再開発適応講習修了者の中から、本人の健康状態、成業の見込みのある者、再就職の意欲のある者等の条件を面接及び健康診断書等を参考にして総合的判断により合否を判定している。
- ⑥ F校は、受講希望者の選択する科への受講決定を第一義と考えて行っているが、希望する科に片寄りが生じる場合があるため、第二希望への転科を面接時に納得してもらって調整のうえ合否の判定を行っている。
- ⑦ G校は、職業適性検査の合格者で面接で特に問題がなければ入所の合格としている。
- ⑧ H校は、適性検査を参考として面接試験において、就職意欲、訓練必要性和態度などにより総合的に判定している。
- ⑨ I校は、面接と心理検査により判定しているが、応募者が多く選抜する必要が生じてきている。この場合、小論文や点数で差がみられる学力試験の導入も考えなければならない。現在では、雇用確保との関係を重視し、訓練の必要性や就職意欲を優先させている。
- ⑩ J校は、就職意欲、健康状況、自宅からの通所時間等を総合的に判断している。
- ⑪ K校は、面接の結果、本人の職業訓練に対する意欲及び訓練の成果を活用して、就職意欲を重視するとともに受講訓練科への適応性の有無を勘案し、また、公共職業安定所担当官の本人に対する評価等これらを総合して

判定する。

- ⑫ L校は、職業適性検査の点数、面接試験の点数、この2つの要素で合格判定をしている。比重は5：5である。①職業適性検査は、約10項目の検査をやり、点数を合計して総合点をだす。②面接試験は、約10項目の質問をし、A、B、Cのランクにわけると。就職意欲、学習意欲の高い人がAランクになる。上記①②を総合して合格者を決める。
- ⑬ M校は、学力試験については、基礎的知識が習得されているかという二次的な判断にとどめ、面接は最重要視する。特に訓練受講志望理由(高卒者については将来展望を含む)、学習意欲、態度を重視している。
- ⑭ N校は、まず、学力試験の点数の高い受験生より優先し、合否のボーダーライン上の者については面接試験による学習意欲、態度等を参考にし総合判定する。
- ⑮ O校は、応募者が定員の2倍以上で、まず筆記試験の結果で線引きを行い、この範囲で得点高位順に面接結果と突き合わせ、就職意欲、訓練必要性等で検討し不合格にする場合がある。逆に線引き以下であっても就職意欲、訓練必要性等から合格にする場合がある。
- ⑯ P校は、作文と面接による選考を行っているが、一番重要な点は就職と訓練の意欲がどれほどあるかを判断し、次に、健康面での支障の有無、また、関連職種の資格取得状況(未資格者優先)等で総合的に判断し決定しているが、最終的には公共職業安定所との選考会議により決定する。
- ⑰ Q校は、学力試験については粗点数、面接試験については5段階制、心理的検査については公共職業安定所が検査した結果の適性能得点、身体検査については医師による身体検査書によっている。
- 身体検査については、特に伝染性疾患の有無、適性能得点については所要適性能基準点との差を参考にし、学力試験の粗点数と面接試験の評価とを噛み合わせて判定している。
- ⑱ R校は、入所願書、履歴書、健康診断書により県、職安、当所の三者協議により、受講希望者の入所の合否を行っている。
- ⑲ S校は、面接試験においてその人なりの就職、学習意欲を見極め、また、訓練職種によって身体的に耐えられるかどうかを判断(約8割)し、

後の2割については適性検査、筆記試験等で総合判定している。

- ⑳ T校は、まず、資格や出身学科から訓練の必要がないと判断される人を削除していく、次に面談の中で本人の希望と科の訓練内容が合わなかったり、特に訓練の必要性がない人を分けていく、後は適性検査の順位の上位から定員分確保する。最終的には公共職業安定所との選考協議による。

#### (5) 障害者校の選考方法

イ 身体障害者対象科で、学力試験を実施しているのは11校、面接試験を実施しているのは14校、適性検査を実施しているのは3校、機能検査、OT検査を実施しているのは4校、実技試験を実施しているのは3校、作業評価、職業カウンセリングを実施しているのは1校などとなっている。

ロ 精神薄弱者対象科で、適性検査、機能検査、面接試験等で判断するのは1校、判定機関の判定を参考にするのは2校、行動、集中力、情緒の安定、意思の疎通面を重視するのは1校などとなっている。

ハ 具体的には、次のとおりである。

- ① A校は、障害等級、欠席状況、学科試験、職業適性検査、面接評価、通学方法、第二志望、生活状況等を総合的に判断し合否を決定する。
- ② B校は、近年、応募者が定員に満たない状況にあるので、学力試験は応募者の学力を知る参考程度にとどめ、面接試験と実技試験(指先の動作状況)の結果をもとに、キーボード入力の可能な者と学習・就職意欲の旺盛な者を合格と決定している。
- ③ C校は、受験者毎に学科試験、人物試験、その他の成績を総合評価して行う。受験者の成績、自立意欲が旺盛で見込みがある者を合格としている。
- ④ D校は、初期評価、作業評価、職業カウンセリング、指導員面接の結果を、それぞれの担当者が持ち寄り、ケース会議を開き、職業リハビリテーション計画の策定を行う。
- ⑤ E校は、普通課程については学力試験等の評価段階を4段階に区分し(A, B, C, D)、平均化した評価(総合判定)がCランク以上であること、また、短期課程については実技試験等の評価段階を3段階に区分し(A, B, C)、平均化した評価がBランク以上であることとしている。ただし、定員の枠に満た

ない、本人の残存機能を生かす道はこの科目しかない状態である人については再検討して合格にする場合もある。

- ⑥ F校は、身体障害者対象科については、学力検査は科により必要な学力程度は異なるが、訓練課題をある程度理解できれば受け入れ可としている。身体機能面でもある程度機能が訓練に支障なければ受け入れ可としている。この二点と面接、OT検査などによる学習意欲、就職意欲などを重視している。

精神薄弱者対象科については、適性検査、機能検査、面接、精神科医師による面接を中心に一年間の集団訓練への適応の可否を判定する。

- ⑦ G校は、診断書及び面接の際の資料により選考する。
- ⑧ H校は、面接時における本人の性格、障害の程度、訓練への意欲により判定する。精神薄弱者の場合は判定機関(児童相談所、更生相談所、精神保健センター、精神保健指定医又は職業センター)の判定書を参考にしている。
- ⑨ I校は、普通訓練課程では学力面、適性面を重視、短期課程では対象が精神薄弱者であるため、行動、集中力、情緒の安定、意思の疎通面を重視している。
- ⑩ J校は、学力テストの結果と面接試験での訓練意欲、就職意欲の有無等を判定して合否を決定する。
- ⑪ K校は、学力・適性検査点(50点)、面接点(90点)等の選考テスト評価点に調査書(入校希望調査表、健康診断、生活能力に関する調査表、面接評価表)及び出願書類を選考会議の審査を得て総合評価で決定する。
- ⑫ L校は、学力、面接、各種検査等を指数化している。なお、面接(観察、面談)に高いウェートを置いている。
- ⑬ M校は、出願前あるいは出願後であっても入校相談を実施している。この相談では、本人の意向、障害の種類・程度、健康状態、作業機能などを踏まえ、志望科目等について話し合っている。この段階で明らかに訓練に不適格な人には、その旨を伝えている。応募者のうち約8割の人とは、この入校相談を済ませている。選考内容は学科試験、面接、健康診断である。これらの評価で不適格者を判定し、それを除いた上で、定員に満たない科では全員合格とし、定員以上となった場合は学力と訓練の必要性から総合判断を行う。

- ⑭ N校は、機能検査、学力検査、医学判定、面接に基づく総合判定を行っている。
- ⑮ O校は、①ADLが自立しており、就労の意思があるか ②学力としては訓練に適応し技能を習得するための基礎学力を具備しているか ③訓練及び就労に耐える精神的、身体的耐性があるか ④訓練修了後に就職の見通しが持てるかについて、各要素及び関係機関の所見等を総合的に勘案し判定している。
- ⑯ P校は、一定の不適合者を除いて、身辺処理能力が校内での生活に適応でき、症状が固定していれば受け入れることを基本に判定している。
- ⑰ Q校は、学力試験については希望する訓練科に必要な基準を設定している。また、面接試験で学習意欲、就職意欲を確認している。
- ⑱ R校は、複数の試験官から面接態度等を説明してもらい、その後本人の希望科担当指導員による説明(職歴、離職等、健康状態)を全体選考会にかけて総合判定をしている。

#### (6) 能開短大の選考方法

- イ 一般入試の可否は、原則として数学、外国語(英語)の合計点により判定される。
- ロ 推薦入試と言っても書類選考だけでなく、学科試験を実施する例が多い。  
学科試験を実施しているのは9校、小テストを実施しているのは3校、小論文を課しているのは4校、小テスト、小論文、実技を課しているのは1校、小テスト、小論文を課しているのは5校、数学、英語、小論文を課しているのは1校などとなっている。
- ハ 具体的には、次のとおりである。
  - ① A校は、一般入試については学力試験(数学、英語各100点)の結果のみで判定する。  
推薦入試については学科試験(30点)と面接試験(10点)の合計で判定する。
  - ② B校は、学力試験の合計点により各系(科)ごとに上位から決定する。第一志望をできるだけ重視する。数学と英語では数学に重みがある。

- ③ C校は、一般入試については学力試験(英語50%・数学50%)、調査書により判定する。推薦入試については調査書40%・面接40%・小論文20%で判定する。
- ④ D校は、学力試験の結果は上位から順に、足切り点を各科設けて、それぞれ決定する。面接試験においては、各科面接者(複数)が校で決めた項目について5段階評価を評価表に記載し、面接後の科内会議等で大筋を決めた上で合否判定会議にかける。
- ⑤ E校は、一般入試については学力試験の結果で判定する。推薦入試については書類、面接、学科試験それぞれ1:1:1の比重である。
- ⑥ F校は、一般入試は原則的に高得点順により、必要に応じて調査書内容を加味して合否判定を行う。推薦入試は面接試験及び小テスト(又は小論文)の評価の結果を得点化するとともに、推薦書及び調査書の内容を加味して合否判定を行っている。
- ⑦ G校は、一般入試の場合は学力試験のみで判定する。推薦入試の場合は面接試験を重視している。
- ⑧ H校は、一般入試については単純に2科目の合計得点の高い者から合格とする。推薦入試で概ね8人を内定し、入学辞退率を考慮し、また、第2志望科希望者の有無も考え合格者を決定する。
- ⑨ I校は、小テスト(100点満点)、小論文(4段階評価)、面接(4段階評価)、調査書(4段階評価)により、4段階に総合評価を行い、合否を判定する。
- ⑩ J校は、一般入試については数学(数1程度)及び英語による学力選抜であり、得点配分は1:1とし、得点順位で合否を判定する。推薦入試については小テスト、小論文、面接、調査書を総合的に判断し、A~Dの4段階評価を行い、D段階を不合格とする。
- ⑪ K校は、一般入試については数学と英語の合計点を出し、上位より判定する。合計点は素点の合計と偏差値合計を出し参考にする。数学100点、英語100点の200点満点である。推薦入試については学科試験(数1)と面接試験の合計点を出し、上位より判定していく、合計点は素点合計と偏差値合計の両方を出し参考とする。学科100点、面接100点の200点満点である。

- ⑫ L校は、一般入試については学力試験を重視し、判定する。推薦入試については書類選考、学科試験及び面接試験の結果を吟味し、総合判定する。
- ⑬ M校は、基本的には学力試験及び実技試験の成績により判定されるが、同一得点でボーダーライン上に並んだ場合、面接結果が加味され、合否を総合判断する。
- ⑭ N校は、一般入試については学力試験(数学、英語)のみ行い、合否を判定する。推薦入試については学科試験(数学)と面接試験の点数を1:1とし、総合点で合否を判定する。
- ⑮ O校は、一般入試については学力試験(数学、外国語)の合計点による。推薦入試については学科試験(数1)と面接の合計点による。
- ⑯ P校は、一般入試では学力試験の結果で判定する。推薦入試では学科試験(100点)、面接試験(100点)、小論文(100点)で総合的に判定している。
- ⑰ Q校は、一般入試では学力試験のみで判定する。推薦入試については学科試験、面接、実技試験、推薦書、内申書を点数化し、総合判断する。
- ⑱ R校は、一般入試については学力試験の結果のみで判定する。推薦入試については学科試験の得点と小論文及び実技試験(点数化)の得点を合計し判定する。
- ⑲ S校は、一般入試については学力試験(数学、英語)の結果による。推薦入試の合否の判定については書類審査、学科試験(小論文、数学)及び面接試験によりそれぞれ点数化し総合的に判定する。
- ⑳ T校は、学力試験については数学、英語、小論文で配点のウエイトは同じ(100点)である。

## 17 調査及び入校選考に関する意見等

この調査について寄せられた意見等は、次のとおりである。

- ① A校は、平成7年度から中卒者枠の設定がなくなり一般(生涯コース)の中で取り扱うことになる。
- ② B校は、近年失業者が増加し雇用保険受給者の入校希望者が多く、公共職業安定所の受講指示者で能力の低い者、働く気持ちの薄れている者があり、指導



上難しくなっている。

- ③ C校は、入校選考は毎年苦勞の種であるが、短時間に客觀的觀察ができず苦勞している。
- ④ D校は、この調査の集計がまとまりましたら送付してください。
- ⑤ E校は、高學歷化に対応して入校希望者の學歷も向上し、学力試験と訓練の必要性との関連で選考に戸惑うことが多くなってきており、その判断根拠を明確に出来ないものかと苦慮している。
- ⑥ F校は、平成7年度より製織系織布科(普通課程)と染色系染色科(短期課程)で募集、または募集予定でいる。
- ⑦ G校は、資格保持者または大学卒、短大卒者については選考試験の成績が良くても、面接試験の段階で職業訓練の趣旨を説明し、試験成績がかんばしくなくても訓練を必要とするものが優先だということを説明している。
- ⑧ H校は、募集について公共職業安定所の協力が必要なため調整に苦慮している。
- ⑨ I校は、試験問題の作成は県の本課で行っているが、科により一律には行かないので同一の試験問題では判定基準が難しい。
- ⑩ J校は、地域的な違いはあると思うが、全国的に統一できるものがないか検討して頂き参考になるものがあれば取り入れて行きたい。